## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	品川区	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	57-2	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000029600/hpg000029557.htm	

執行機関名 品川区長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		品川区児童育成手当条例(昭和46年品川区条例第30号)による児童育成手当の 支給に関する事務であって規則で定めるもの(育成手当に限る。)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年品川区条例第59号)別表第1 第4の項品川区児童育成手当条例(昭和46年品川区条例第30号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(育成手当に限る。)
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百二百三十八号)第1条	品川区児童育成手当条例(昭和46年品川区条例第30号)第1条、第2条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養	第1条 この条例は、 <u>児童</u> について児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより、 <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。 第2条 手当は、児童の心身の <u>健やかな成長</u> に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。
⑦独自利用事務の関連規範		品川区児童育成手当条例 品川区児童育成手当条例施行規則